

## ～建築士事務所の開設者のみなさまへ～

### 「設計等の業務に関する報告書」の提出忘れはないですか？

建築士事務所の開設者は建築士法第23条の6により、毎事業年度経過後3ヶ月以内に当該事業年度の業務に関する報告書（以下、「業務報告書」という。）を提出することが義務づけられています。

- 制度趣旨
- ・「建築主が建築士事務所を選択する際に十分な情報開示がなされていない」という指摘に対し、平成19年の建築士法改正で創設された制度です。
  - ・これにより、建築主は業務を依頼する建築士事務所及び建築士の業務実績が分かるようになりました。 建築士事務所にとっても、建築主に対して、自分の建築士事務所は過去にこれだけの業務実績があるということをアピールするための材料にもなります。
  - ・また、建築士としての業務実績を証明する書類にもなります。（管理建築士講習を受講するとき、建築士としての実務経歴の証明に役立ちます。）

開設者のみなさまには、上記趣旨に鑑み、提出をお願いいたします。

- 提出義務者 建築士事務所の開設者
- 提出時期 事業年度経過後3ヶ月以内 （詳細は裏面参考）
- 報告内容 ①建築士事務所の業務実績②所属建築士名簿③所属建築士の業務の実績（①の所属建築士ごとの業務の配分）④管理建築士による意見の概要
- 報告様式 様式及び記載例は、愛知県建築士事務所協会のホームページからダウンロード可能です。（<http://www.aichi-jimkyo.or.jp/gyoumuhoukoku.html>）

★「業務報告書」と「建築士法第24条の4で定める帳簿」と「同法第24条の6で定める閲覧に供する書類」は記載項目が酷似しています。上記ホームページでは、これらの3つの書類が一回の入力で作成できる連動様式を用意しています！！是非、御利用下さい。

- 提出部数 各事業年度2部ずつ（1部は受付印押印後、副本として返却します）
- 提出方法 愛知県建築士事務所協会へ持参又は郵送
- 住所 〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-24 いちご伏見ビル5F
- ※郵送の際は、副本返送用の封筒を所要切手貼付のうえ同封してください。



《業務報告書の提出期限の例》

○開設者が個人の場合（個人の方は12月末が決算日になります）

決算日	報告業務期間	提出期限
12月31日	1月1日～12月31日	翌年3月31日

○開設者が法人の場合（決算日は法人ごとに異なります。決算日が不明な場合は法人の定款をご確認ください）

決算日	報告業務期間	提出期限
1月31日	前年2月1日～1月31日	4月30日
2月28日	前年3月1日～2月28日	5月31日
3月31日	前年4月1日～3月31日	6月30日
4月30日	前年5月1日～4月30日	7月31日
5月31日	前年6月1日～5月31日	8月31日
6月30日	前年7月1日～6月30日	9月30日
7月31日	前年8月1日～7月31日	10月31日
8月31日	前年9月1日～8月31日	11月30日
9月30日	前年10月1日～9月30日	12月31日
10月31日	前年11月1日～10月31日	翌年1月31日
11月30日	前年12月1日～11月30日	翌年2月28日
12月31日	1月1日～12月31日	翌年3月31日

○開設者が法人で決算期が月末以外の場合の例

決算日	報告業務期間	提出期限
4月20日	前年4月21日～4月20日	7月19日
8月15日	前年8月16日～8月15日	11月14日

○第1期目の提出期限の例（個人・法人共通）

建築士事務所開設日	決算日	業務報告期間	提出期限
4月1日	12月31日	4月1日～12月31日	翌年3月31日
8月15日	3月31日	8月15日～翌年3月31日	翌年6月30日



《本書に関するお問い合わせ先》

愛知県建設部建築局建築指導課 業務・管理グループ

電話 052-954-6585（直通）